福岡市一時保育事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市一時保育事業補助金の交付については、福岡市補助金交付規則(昭和4 4年福岡市規則第35号。以下「市規則」という。)の規定によるほか、この要綱に 定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、保育所、認定こども園又は地域型保育事業所において児童を一時 的に預かる事業に対して、市が予算の範囲内で補助金を交付することにより、安心して 子育てができる環境を整備することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金を交付する事業(以下「補助対象事業」という。)は、福岡市一時保育事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)に基づき実施する事業とする。

(補助対象経費)

- 第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の 実施に要する経費のうち、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 人件費:保育士その他の職員の人件費
 - (2) 管理費:施設の管理に必要な経費及び施設設備に要する経費等
 - (3) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助対象事業者)

第5条 補助金を交付の対象となる者(以下「補助対象事業者」という。)は、実施要綱 第4条又は第18条に基づき実施する事業者とする。

(申請手続き)

第6条 補助対象事業者は、一時保育事業補助金交付申請書(様式1)に4月及び5月の利用状況を勘案し、内容・事業計画等を記入し、定款(写)及び法人役員名簿(写)を附して毎年度6月10日までに提出し、市長の承認を受けること。

ただし、年度中途(11月まで)に事業を開始する補助対象事業者がある場合は、当該年度の12月10日までに本事業の交付申請をすることができる。その場合において一時保育事業補助金交付申請書(様式1)に、事業開始月及びその翌月の利用状況を勘案し、内容・事業計画等を記入すること。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付の決定を行った場合は、一時保育事業補助金交付決定通知書(様式2)を補助対象事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 事業が完了したときには、翌年度の4月10日までに一時保育事業実績報告書 (様式3)により報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、補助事業の完了の報告を受けた場合において、補助金の交付の決定の 内容を確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、一時保育 事業補助金確定通知書(様式4)により補助対象事業者に通知するものとする。

(実施状況の報告)

第10条 補助対象事業者は、実施月の翌月10日までに、一時保育事業利用状況実績報告書(様式5)を提出すること。

(補助金額)

- 第11条 補助金額は、年間延べ利用児童数に別紙の基準額を乗じて得た金額とする。 ただし、年額5,400,000円を上限(減免分加算を除く)とする。
- 2 生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の減免相当額については、減免の対象となる年間延べ利用児童数に別紙の基準額を乗じて得た金額を前項に加算するものとする。

(補助金の交付時期)

第12条 補助金の交付については、4月と5月の実績(年度中途から事業を開始する場合は、事業開始月とその翌月の実績)により年間分の補助額を推計し、減免分加算を除く補助額に1/2を乗じた額(1,000円未満は切り捨て)を概算払いとし、年間の実績報告により確定後精算するものとする。

ただし、当該年度の9月以降に事業を開始する場合は、年間の実績報告により確定 後精算するものとする。

(補助金の返還等)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が、必要な手続きや書類の提出を行 わない場合、若しくは本市の指導に従わない場合には、交付済みの補助金の全 部又は一部について、返還を命じることができるとともに、当該年度中に交付 が見込まれる補助金の交付を差し止めることができる。

(関係書類の整備)

- 第14条 事業実施者は、補助事業に係る収支を明らかにした書類、帳簿等を常 に整備し、事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- 2 市長は、補助金の交付目的の達成状況を調査する必要があると認められると きは、申請者に対して必要な報告をさせ、又は事業に係る帳簿書類その他を検 査させ、若しくは、関係者に質問させることができる。

(暴力団の排除)

- 第15条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする
- 2 市長は、事業実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、事業実施者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付 の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、当該申請者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、 生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めのあるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項 はこども未来局長が定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成33年3月31日をもって廃止する。

なお,終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到 来までに判断するものとする。

【基本分】

1日の利用時間		
4 時間以内	4時間を超える	
900円	1,800円	

【減免加算分】

区分	4 時間以内	4時間を超える
市町村民税非課税世帯	4 5 0 円	900円
生活保護世帯	900円	1,800円